第十二条の見出し中「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に改め、同条中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改め、同条第一号及び第二号中「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　指定構造計算適合判定資格者検定機関

（指定構造計算適合判定資格者検定機関に係る指定の申請）

第十三条の二　法第五条の五第一項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所

二　構造計算適合判定資格者検定事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　構造計算適合判定資格者検定事務を開始しようとする年月日

（準用）

第十三条の三　第二条第二項の規定は法第五条の五第一項に規定する指定の申請に、第三条から第十三条までの規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関について準用する。この場合において、第三条第一号中「又は寄附行為」を削り、同条第十四号中「第十号、第十一号」を「第十号から第十一号まで」に改める。

第十五条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の仮使用認定（法第七条の六第一項第二号（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定をいう。以下同じ。）を行う者としての指定

第十五条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物の仮使用認定を行う者としての指定

第十五条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物の仮使用認定を行う者としての指定

第十五条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物の仮使用認定を行う者としての指定

第十五条に次の一号を加える。

十四の二　工作物の仮使用認定を行う者としての指定

第十六条中「中間検査及び完了検査」を「完了検査、中間検査及び仮使用認定」に改め、同条の表を次のように改める。

(い)	(ろ)	(は)
前条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定（令第百三十六条の二の十一第一号に係る認定に限る。以下この条において同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認	二千六百
	完了検査	八百六十
	中間検査	八百六十
	仮使用認定	八百六十
前条第一号から第二号の二までの建築物（法第六条第一項第四号に掲げる建築物及び法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	建築確認	五百九十
	完了検査	七百二十
	中間検査	七百八十
	仮使用認定	七百二十
前条第三号から第四号の二までの建築物	建築確認	三百六十
	完了検査	五百十
	中間検査	六百八十
	仮使用認定	五百十
前条第五号から第六号の二までの建築物	建築確認	二百三十
	完了検査	三百二十
	中間検査	四百五十
	仮使用認定	三百二十
前条第七号から第八号の二までの建築物	建築確認	二百
	完了検査	二百三十
	中間検査	三百四十
	仮使用認定	二百三十
前条第九号及び第十号の建築設備	建築確認	千三百
	完了検査	七百八十
	中間検査	二千二百
前条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機	建築確認	二千六百
	完了検査	千
	中間検査	三千五百
前条第十三号から第十四号の二までの工作物	建築確認	千九百
	完了検査	千
	中間検査	三千三百
	仮使用認定	千

第十七条第一項第一号イ中「又は第六号」を「から第六号の二まで」に改め、同号ロ中「又は第八号」を「から第八号の二まで」に改め、同項第二号の表中「及び第二号」を「から第二号の二まで」に、「及び第十四号」を「から第十四号の二まで」に、「及び第六号」を「から第六号の二まで」に、「及び第八号」を「から第八号の二まで」に改める。

第十八条第一号中「社員」の下に「又は評議員」を加える。

第十九条中「以下」の下に「この章において」を加える。

第二十八条第一項第一号イ中「施行規則」を「建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）」に改め、同項第二号中「及び」を「年月日並びに」に改め、「交付した年月日」の下に「並びに仮使用認定の引受けを行った年月日」を加え、同項第七号中「及び中間検査合格証」を「、中間検査合格証及び施行規則別記第三十五号の三様式の仮使用認定通知書」に改め、同項第九号中「第六条の二第十項」を「第六条の二第五項」に、「次条第三項において同じ。）及び法第七条の四第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。）」を「、法第七条の四第六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第七条の六第三項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む」に改める。